

地域包括支援センター設置法人代表者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

令和8年6月からの介護予防支援費及び
介護予防ケアマネジメント費の原案作成委託料について(通知)

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域包括支援センターで行っている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防支援等」という。)業務については、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できることとなっており、そこで生じる原案作成委託料の支払いについては、地域包括支援センターにおける当該支払い事務の軽減を目的として、特定の金額においてのみ、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から直接委託先指定居宅介護支援事業所に委託料相当分の支払いを行っているところです。

令和8年度介護報酬改定により、処遇改善加算の対象が拡大され、介護予防支援等においても介護職員等処遇改善加算が新設されました。

これに伴い、介護予防ケアマネジメントに関する報酬についても、国の例示に基づき介護職員等処遇改善加算を新設し、「横浜市介護予防ケアマネジメントサービスコード表」を改定します。

これらの変更により、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所間で締結している介護予防支援費等に関する委託契約について、変更契約の締結が必要な場合があります。

1 新設される主な介護職員等処遇改善加算について

サービス内容略称	単位数	積算根拠
介護予防支援処遇改善加算11	9単位	(442単位)×21/1000
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算1		
介護予防支援処遇改善加算12	15単位	(438単位+300単位)×21/1000
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算2		
介護予防支援処遇改善加算13	16単位	(442単位+300単位)×21/1000
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算3		
介護予防支援処遇改善加算14	22単位	(442単位+300単位+300単位)×21/1000
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算4		

※積算は小数第1位を四捨五入した単位です。
※加算内容の詳細は別紙1を参照してください。

2 算定開始日

令和8年6月1日

3 算定・支払いについて

(1) 算定条件

処遇改善加算の算定に当たっては、申請者となる地域包括支援センターが申請要件を満たしていることが条件です。委託先の指定居宅介護支援事業所が要件を満たす必要はありません。

なお、処遇改善加算については、委託先の指定居宅介護支援事業所も含め、地域包括支援センター全体で賃金改善を実施する必要があるため、必要に応じて、委託先においても賃金改善が適切に実施されるように連携を行ってください。

(2) 指定居宅介護支援事業所に委託した場合の支払いについて

支払いについては、介護予防支援等に係る業務のうち、国が指定居宅介護支援事業者に委託可能とした業務全てを委託した場合、当該委託の割合は全体の8割に相当するものと考えます。

委託先の指定居宅介護支援事業者には、介護職員等処遇改善加算においても、初回加算や委託連携加算と同様に、8割＋消費税10%にあたる金額、地域包括支援センターには、総額から委託先の事業者を支払われる金額を除いた金額が支払われるものとします。

但し、委託料率を別途契約書等により定めている場合は、当該処遇改善加算についても委託契約書等に定め、支払いを行ってください。

<注意> 国保連から直接、委託先の指定居宅介護支援事業者に委託料の支払いが行えるのは、次の条件を満たす場合のみです。(従前からの取り扱いと変更はありません。)

- ① 委託先の指定居宅介護支援事業者の所在地が神奈川県内である。
- ② 消費税込みの原案作成委託料が上記に記載した「(1)支払金額一覧」のとおりである。
- ③ 地域包括支援センターは委託先の指定居宅介護支援事業者と代理受領委任契約を結び、一部委託の届出とともに代理受領委任状を横浜市に提出する。

3 添付資料

(別紙1) 令和8年度介護職員等処遇改善加算(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)サービスコード一覧

(別紙2) 介護職員等処遇改善加算(地域包括支援センターが介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合)に関するQ&A

担当 健康福祉局高齢在宅支援課 田中、田島、望月
電話:045-671-2405 FAX:045-550-3612
メール kf-yobouc@city.yokohama.lg.jp

1 介護予防支援 サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	単位数 (合成単位× 21/1000)	(サービス内容の組み合わせ)						
				46-2111 介護予防 支援費（Ⅰ） 442単位	46-2113 介護予防 支援費（Ⅰ）・ 虐待（※1） 438単位	46-E211 介護予防 支援費（Ⅰ）・ 業未（※2） 438単位	46-E212 介護予防 支援費（Ⅰ） 業未・虐待 434単位	46-4001 初回加算 300単位加算	46-6132 委託連携加算 300単位加算	
種類	項目									
地域包括支援センターが行う場合										
46	6207	介護予防支援処遇改善加算11	二 介護職員等処遇改善加算	9	○					
							○			
46	6208	介護予防支援処遇改善加算12	二 介護職員等処遇改善加算	15		○			○	
							○			○
								○		○
								○	○	○
								○	○	○
46	6209	介護予防支援処遇改善加算13	二 介護職員等処遇改善加算	16	○				○	
						○				○
46	6210	介護予防支援処遇改善加算14	二 介護職員等処遇改善加算	22	○				○	○
							○			○
								○	○	○
指定居宅介護支援事業者が行う場合										
46	6191	介護予防支援処遇改善加算 2	二 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の21/1000加算 例：472単位×21/1000=9.912 …10単位						

(※1) 虐待防止未実施減算、(※2) 業務継続計画未策定減算

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その2）」（令和8年4月20日厚生労働省老健局 介護保健計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

I 介護報酬改訂関係資料

資料2 介護給付費単位数表等サービスコード表（案）

③介護予防サービス（R8.6.1）（案）

をもとに作成しています。

2 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

別紙 1

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数 (合成単位数 ×21/1000)	(サービス内容の組み合わせ)							
種類	項目				AF-1001 ケアマネジメントA 442単位	AF-1010 ケアマネジメント A・虐待減算 (※1) 438単位	AF-1020 ケアマネジメント A・業未減算 (※2) 438単位	AF-1030 ケアマネジメント A・業未・虐待減 算 434単位	AF-1002 初回加算 300単位加算	AF-1004 委託連携加算 300単位加算	AF-1021 ケアマネジメント C・初回 442単位	
AF	1040	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1	二 介護職員等処遇改善加算	9	○							
						○						
							○					
									○			
AF	1041	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 2	二 介護職員等処遇改善加算	15		○				○		
						○					○	
							○					○
							○					○
									○			○
AF	1042	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 3	二 介護職員等処遇改善加算	16	○					○		
					○						○	
AF	1043	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 4	二 介護職員等処遇改善加算	22	○					○	○	
						○				○	○	
							○			○	○	
									○		○	

(※1) 虐待防止未実施減算、(※2) 業務継続計画未策定減算

<算定の考え方>

【例1】ケアマネジメントA（介護予防支援Ⅰ）で、減算項目に該当がなく、加算項目にも該当がないとき
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1
（介護予防支援処遇改善加算11） 【9単位】

【例2】ケアマネジメントA（介護予防支援Ⅰ）で、減算項目に該当がなく、初回加算のみ該当のとき
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 3
（介護予防支援処遇改善加算13） 【16単位】

【例3】ケアマネジメントA（介護予防支援Ⅰ）で、減算項目に該当がなく、
初回加算・委託連携加算が該当するとき
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 4
（介護予防支援処遇改善加算14） 【22単位】

【例4】ケアマネジメントA（介護予防支援Ⅰ）で、虐待防止未実施減算に該当し、
初回加算のみあるとき
→介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 2
（介護予防支援処遇改善加算12） 【15単位】

<委託料の計算方法> 計算途中の小数点以下は切捨て

←【例1】ケアマネジメントAの場合
介護予防ケアマネジメント費…………… 442単位×11.12円/単位=4,915円
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1 …… 9単位×11.12円/単位=100円
4,915円+100円=5,015円…（報酬金額）

○委託先の指定居宅介護支援事業所へ支払われる金額
①介護予防ケアマネジメント費
（介護予防ケアマネジメント費×地域単価×委託率）
4,915円×80%×1.1=4,325円
②介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1
（介護予防ケアマネジメント処遇改善加算 1×地域単価×委託率）
100円×80%×1.1=88円
端数処理は地域単価を乗じた時点と委託率を乗じた時点で小数点以下切捨て
①+②=4,325円+88円=4,413円…（委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額）

○地域包括支援センターへ支払われる金額
（報酬金額）-（委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額）
5,015円-4,413円=602円…（地域包括支援センターへ支払われる金額）

介護職員等処遇改善加算(地域包括支援センターが介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託している場合)に関する Q&A

Q1 地域包括支援センターが処遇改善加算を算定する際には、委託先の指定居宅介護支援事業所も、算定要件を満たす必要があるのか。

A1 処遇改善加算の算定に当たっては、申請者となる地域包括支援センターが申請要件を満たしていることにより、算定ができます。委託先の指定居宅介護支援事業所が要件を満たす必要はありません。

Q2 委託先の居宅介護支援事業所に対して、処遇改善加算の配分に関する意向確認は必要か。

A2 当該加算は地域包括支援センターが主体となって算定し、要件の確認も当該センターにおいても行うものであるため、委託先事業所に対する意向確認は制度上の必須要件ではありません。

一方で、委託料に加算相当額を上乗せして支払う場合には、委託先事業所において当該額以上の賃金改善を実施する必要があることから、対象職員、賃金改善の取扱い等について、事前に十分な説明及び協議を行い、双方の認識を共有しておくことが望ましいと考えます。委託先との協議については、別添の書式を参考にしてください。

Q3 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に委託している場合、処遇改善加算に係る計画書および実績報告書はどのように記載すればよいか。

A3 処遇改善加算は、地域包括支援センターにおける報酬上の介護予防支援費および介護予防ケアマネジメント費に係る上乗せであるため、委託先の指定居宅介護支援事業所に原案作成委託料として支払った処遇改善加算額の全額を記載してください。

委託先の指定居宅介護支援事業所における賃金改善額については、以下の2つの方法のいずれかにより把握し、委託先ごとに実績報告書に記載してください。

- ① 委託先の指定居宅介護支援事業所における実際の賃金改善を把握し記載する。
- ② 委託先の指定居宅介護支援事業所に原案作成委託料として支払った処遇改善加算相当額を把握し、記載する。

上記の①または②で把握した額と、地域包括支援センターで行った賃金改善額とを合計した金額を記載してください。

Q4 委託を受けた指定居宅介護支援事業所が居宅介護支援費として処遇改善加算を算定している場合、実績報告書はどのように記載すればよいか。

A4 指定居宅介護支援としての実績報告書に、原案作成委託料に上乗せされた処遇改善加算を原資に行った賃金改善も含めた賃金額について記載してください。

【参考】

介護保険最新情報 vol.1479 令和8年3月13日

本書式は、あくまでも参考様式であり、書面の作成を必須とするものではありません。
また、文面等の内容は事業所や法人の判断により、適宜修正してください。文面案の
例示ですので、損害等が発生した場合でも、横浜市は当該損害等に対する補償や賠
償をいたしかねます。

別添

令和 年 月 日

〇〇地域包括支援センター管理者

(委託先事業所名)

(管理者名)

介護職員等処遇改善加算に係る同意書

当事業所は、貴センターが算定する令和 8 年度介護職員等処遇改善加算について、
次のとおり内容を理解し同意のうえ、加算の配分を受けることとします。

1. 加算の取扱い

本加算相当額は、介護予防支援業務に係る委託料に上乗せして支払われること

2. 賃金改善の実施

当事業所は、受領した加算額以上について、当事業所に従事する職員の賃金改善として
適切に配分すること

3. 報告への協力

必要に応じて、実績報告に関する以下の情報等を貴センターへ提供すること

- ・賃金改善に充てた額
- ・対象職員数
- ・改善方法の概要

4. その他

詳細な配分方法及び支払時期については、別途協議により決定すること